



長野県報

11月11日(木)

令和3年

(2021年)

第254号

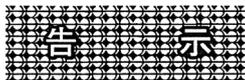
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(総合政策課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(2件)(森林づくり推進課).....	3

公告

行政書士法に基づく行政書士の処分(市町村課).....	4
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(8件)(産業政策課).....	4
家畜伝染病発生の届出(園芸畜産課家畜防疫対策室).....	11
土地改良区の管理規程の認可(農地整備課).....	12
開発行為に関する工事の完了(2件)(都市・まちづくり課).....	12
運転免許証更新時講習業務の一般競争入札に参加する者の事前研修の実施(東北信運転免許課).....	13
高齢者講習等業務の一般競争入札に参加する者の事前研修の実施(東北信運転免許課).....	14
運転免許関係事務の一般競争入札に参加する者の事前研修の実施(東北信運転免許課).....	14
運転免許証更新通知等送付業務の一般競争入札に参加する者の事前研修の実施(東北信運転免許課).....	15



長野県告示第601号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

令和3年11月11日

長野県知事 阿部 守一

- 起業者の名称
社会福祉法人ハーモニー
- 事業の種類
老人保健施設・グループホーム・デイサービス・居宅介護支援事業所共用駐車場拡張整備事業
- 起業地
 - 収用の部分
長野県松本市大字島内字広田地内
 - 使用の部分
なし
- 事業の認定をした理由
 - 法第20条第1号要件(収用適格事業)
老人保健施設・グループホーム・デイサービス・居宅介護支援事業所共用駐車場拡張整備事業(以下「本件事業」という。)は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に該当することから、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)
起業者である社会福祉法人ハーモニーは、本件事業の遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると認められることから、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)
ア 本件事業の施行により得られる利益
社会福祉法人ハーモニーは、平成14年以降、起業地の隣接地において介護老人保健施設、グループホーム、デイサービス施

設及び居宅介護支援事業所を順次開設しており、起業地周辺地域における福祉事業の拡大及びサービスの充実を図っている。

これらの事業の拡大により、施設利用者数及び職員数も増加しており、これに対応して駐車場の増設も進められているが、現状では必要な駐車台数が確保できていない。このことから、主に自家用車を利用して来所する施設利用者等の駐車スペースの不足による利便性の低下が懸念されるとともに、狭い駐車場内を移動することにより、施設利用者の安全性の確保の面で支障が出ており、駐車場不足の解消は喫緊の課題となっている。

本件事業の施行により、駐車場が拡張整備されることで上記課題が解消し、施設利用者等の利便性及び安全性の向上が期待される。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益

本件事業に係る起業地（以下「本件起業地」という。）は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のため特別の措置を講ずべき文化財及び動植物は見受けられない。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、周辺環境等から選定された3つの候補地を、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討した結果、最も合理的であると認められる。

エ 比較衡量

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と、本件事業の施行により失われる利益とを比較衡量した結果、前者が優越すると認められるため、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用する公益上の必要性）

ア 本件事業を早期に施行する必要性

(3) のアのとおり、現在の施設は駐車場の必要台数が確保できておらず、施設利用者等の利便性及び安全性の確保の面で支障があり、その解消が喫緊の課題であることから、本件事業は早期に施行されるべき事業と認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的な規模であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められることから、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

松本市役所健康福祉部高齢福祉課

総合政策課

長野県告示第602号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和3年11月11日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字鹿塩3614、3616、3619、4169のイ、4169のロ

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第603号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年11月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上伊那郡中川村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
中川村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第604号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和3年11月11日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡阿智村（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
阿智村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿智村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課